

裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成28年11月11日（金）午後2時20分から午後4時20分
まで

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 草 野 真 人（青森地方裁判所長）

裁判官 鎌 倉 正 和（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 長 澤 範 幸（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 天 野 高 志（青森県弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番（以下「5番」と略記）

【議事要旨】

1 趣旨説明，自己紹介

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。本日の司会を務めます青森地方裁判所長の草野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

裁判員制度も制度開始以来8年目に入り，この間，当庁におきましても約90件の裁判員裁判に対して約650名の裁判員・補充裁判員といった，実に多くの方々に御参加いただきました。その中で，本日は，平成26年度から28年度に裁判員・補充裁判員をされた，5名の方をお招きしております。これからは，補充裁判員も含めて裁判員と申し上げることもありますが，御了承ください。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つありま

す。まず1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様に、直接経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただくことにつなげようということです。

こうした趣旨のもと、5名の裁判員経験者の皆様には、率直な御感想、御意見を述べていただければと思っております。

なお、本日の意見交換会では、まず、皆様が裁判員として参加されるに当たって、どのような御負担があったかということ色々な角度から伺い、そうした御負担を軽くするための改善策につきましても御意見を伺いたいと考えております。その後で、裁判員裁判の審理に関する新たな取組について、御意見をいただければと思っております。

ここで法曹関係者3名の方々から簡単に自己紹介をお願いいたします。

(検察官)

青森地検次席検事の長澤と申します。本年4月に着任し、半年余りが経ちましたが、その間、裁判員裁判に次席検事として2件関与いたしました。本日は、裁判員経験者の方々から貴重な経験を伺えるということで、楽しみにしております。よろしく願いいたします。

(弁護士)

青森県弁護士会の天野と申します。私は弁護士になり丸9年が過ぎましたが、振り返ると裁判員裁判を7件担当いたしました。他の弁護士にはもっと多くの件数を経験した者もあり、まだまだ経験不足というところではありますが、今回は、裁判員経験者の皆様からたくさんのお話を伺わせていただき、今後の弁護活動に役立てていければと思っております。よろしく願いいたします。

(裁判官)

刑事部の部総括裁判官をしております鎌倉と申します。青森地裁に着任して3年目となり、こちらの5名の裁判員経験者の方々全員と御一緒させていただきました。本日は懐かしい方々とお会いできるのがなにより嬉しく、また、裁判員裁判に関していろいろな話をお聞きできるのを楽しみにしてま

いりました。貴重なお話を今後の裁判員裁判に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 裁判員経験者等の紹介

(司会者)

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様からお話を伺う前に、私の方から、皆様が担当された事件や争いとなった点について、簡単に紹介いたします。

1番の方が担当された事件は、ミイラ化した遺体が発見されたことが端緒となった殺人、詐欺被告事件でして、被告人が、平成14年4月頃、当時の被告人方において、殺意を持って、夫の頸部をひも様のもので締め付けて殺害したというものと、夫の死亡に関して死亡共済金などの名目で現金をだまし取ったというものでした。この事件では、殺人事件について、被告人が被害者に頼まれることなく被害者を殺害したと言えるかが争いとなりました。

2番と3番の方は同じ事件を担当されております。被告人が、かつて交際したこともある被害者のアパートの一室を借りて住んでいたところ、被害者の態度などに不満を募らせ、殺意をもって、手に持った文化包丁で被害者の左背部を突き刺したが、傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかったという、殺人未遂被告事件でした。この事件では、被告人が、殺意をもって、手に持っていた文化包丁で被害者の左背部を突き刺したかが争いになりました。

4番の方が担当された事件は、叔母と内縁関係にある被害者に対する不満から起こった、現住建造物等放火、現住建造物等放火未遂被告事件でして、被告人が、2回にわたって、被害者の住む居宅兼店舗建物に放火し、そのうち1回は同建物の一部を焼損したものの、1回はそこまで至らずに未遂に終わったというものです。この事件では、量刑、とりわけ、①犯行がどの程度重大なものか、②被告人の責任能力の程度や犯行に及んだ経緯を踏まえて、このような犯行に及んだ被告人をどの程度非難することができるかが争いになりました。

5番の方が担当された事件は、被告人が、被害者と飲酒していたところ、口論になり、小突かれるなどしたため、怒りを抑えきれなくなって、殺意を

もって牛刀で被害者の腹部を2回突き刺すなどしたが、傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかったという、殺人未遂被告事件でした。この事件では、①被告人が殺意をもって、被害者の腹部を2回突き刺し、さらにもう1回刺そうとしたか、②被告人は、酒に酔っていた影響があったとしても、自らの行為や周囲の状況を正しく認識できなくなるなどしておらず、元々の人格に基づく判断によって犯行に及んだと言えるかが争いになりました。

3 裁判員の負担について

(司会者)

皆様それぞれ、今紹介した事件で裁判員を務められたわけですが、最初から裁判員をやってみたいと思われていた方はいらっしゃいますか。いらっしゃいましたら挙手願います。挙手された1番の方と3番の方、その理由はなぜでしょうか。

(1番)

私は、制度が始まったときに、参加してみたいと考えていました。

(3番)

個人的に興味を持っていましたし、裁判員制度が始まる前に、他の裁判所で何回か裁判の傍聴をしたこともあります。裁判員になれば、傍聴とは立場が違うわけですから、その違いを経験したいと思っていました。

(司会者)

手を挙げられなかった2番、4番、5番の方は、最高裁判所から裁判員候補者に選ばれましたという連絡が来てから、ずっと精神的な御負担を感じられていたのでしょうか。

(2番)

テレビで見ていたので、どういうものかという興味はありました。また、裁判所からの通知には参加する義務があると書いてありましたので、参加しました。今日の意見交換会には参加する権利があるのだと思いますが、裁判所に来るようになって、義務と権利があることが分かりました。

(4番)

最初はなんだろうとびっくりしましたが、裁判員裁判と分かって、行かな

ければいけないのだと思いました。

(5番)

最初はびっくりして、どうしようかと思いました。そして、やりたい気持ちとやりたくない気持ちが半々でしたが、今では貴重な経験が出来て良かったと思っています。人から聞いても分からないような、自分で経験して初めて分かることがたくさんありましたし、経験したくても出来ないことでもあります。これからの人生でプラスになると思いますし、ありがたいと感じています。

(司会者)

最高裁判所から裁判員候補者に選ばれましたという連絡が来た後、今度は、青森地方裁判所から、ある事件の裁判員を選ぶ期日を行うので来てください、その事件では、何月何日から何日間、裁判員として務めていただきますという連絡があったと思います。この日程について聞きたいのですが、皆様、長い、あるいは短いなど、どのような感想を持たれたのでしょうか。また、日程の組み方について、基本的には1週間程度連続して審理や評議という話合いをやっていると思うのですが、仕事との関係において、飛び石でやった方が参加しやすいというようなことがあるのでしょうか。それから、裁判員に選ばれてから、基本的には次の週から審理が始まるという日程を組んでいると思いますが、裁判員に選ばれてから、すぐその日のうちに審理をするという方が良いでしょうか。

(1番)

私が担当した事件は日数が長かったのですが、最初に日程を見たときには、連続して審理するのかどうか、ぴんときませんでした。日程の組み方については、裁判員に選ばれたことを会社に相談するので、次の週から審理が始まる方が都合が良かったです。また、飛び石より連続の方が良いと思います。担当した2週間のうち、途中までは連続だったのですが、最後は判決まで少し日が空いたので負担を感じました。

(5番)

日程は問題なかったと感じています。鉄は熱いうちに打てと言いますし、空くと醒めてしまいますし、間を置かないで続けた方が良いと思っています。私

は裁判員裁判の日程に仕事を合わせようと思っていましたが、後半に少し間が空くことで、その合間に仕事をする方もいるでしょうし、それはそれで良いのではないのでしょうか。

(2番)

私の担当した事件は正味1週間の日程でしたが、日程は連日の方が良いと思います。ただ、私は退職しているので、仕事を持っている人は別の意見があるかもしれません。判決が翌週とされていたことも、自分なりに頭を整理する時間を持つことができて良かったと思っています。

(3番)

私は2番の方と同じ事件を担当しましたが、選任手続を入れて6日の日程で、長くもなく短くもなくちょうど良かったと感じています。選任手続が7月15日、裁判が始まったのは7月21日で、その間に心の整理ができて良かったと思います。飛び石ではなく連続で審理が行われ、評議が2日間、判決が翌週となり、私としてはちょうど良いペースでした。

(司会者)

裁判員を選ぶ期日に裁判所に来られて初めて、自分がどのような事件をやるのかが分かるということになっています。実は最近、裁判員裁判の情報を裁判所のホームページにも公開するようになったので、それを見ていただければ事件名は分かるようになりました。裁判員になれる前に裁判所のホームページなどを見てきたという方はいますでしょうか。

(3番)

ホームページで、殺人未遂ということだけは見ました。

(司会者)

裁判所に来られるなどして、事件の中身を知って、それまで、やりたい、あるいはやりたくないと思っていたのが変わったという方はいますでしょうか。特に、1番の方のように、殺人事件ですとか、あるいはそこまでいかなくとも、2、3、5番の方のように殺人未遂事件ですと、人の生命というものが絡んできますので、余りやりたくないと思われることもあったのではないかと思うのですが、いかがですか。

(1番)

やはり、えっ、とは思いました。殺人事件ですので、写真を見せられるのだろうかなどと考え、嫌な印象を受けました。

(3番)

未遂であっても殺人未遂は重大な事件ですので、気分の良いものではありませんでした。凶器の物証を見なければなりませんでしたが、精神的な負担はありましたが、殺人事件でなくて良かったとは思いました。

(司会者)

裁判所の職員から、事前説明の中で、精神的負担のかかるおそれがある写真などが証拠として取り調べられる予定となっていることとお知らせした上で、相談したいことがあれば個別にお話を伺いますなどと説明しているのですが、それを聞いてどう思いましたか。裁判員をやりたくないとは思いませんでしたか。

(1番)

やりたくないとは思いませんでした。それに、見たくなければ見なくてもいいとの説明がありまして、心理的に楽になりました。

(5番)

説明は受けましたが、特にどうも思いませんでした。

(司会者)

2番の方、3番の方は大丈夫でしたか。

(2番、3番ともうなずく。)

(裁判官)

1番の方は、証拠を見なくてもいいと言われたとのことですが、ずっと見続けなくてもいいですよ、との説明でしたでしょうか。

(1番)

画面に映ったときに見たくなければ見なくてもいいですよ、との説明でした。

(裁判官)

証拠は一度は見ていただかなくてはいけません、裁判員の方々にとって、確かに御負担になると思うところではあります。

(2番)

私も、ケースに入った凶器の包丁を、ケースを手にとって目にしました。

(司会者)

裁判所から送付する書類は分かりやすかったでしょうか。何か改善する点
はありますでしょうか。

(4番)

いっぱい字が書いてあって、途中で止めてしまいそうになるときもありまし
た。長々と書いているので、短くまとめてほしいと思いました。

(司会者)

裁判員として法廷での審理や評議を行っている際に、何か御負担に感じたこ
とはありますでしょうか。検察官や弁護人の主張、証拠の分かりやすさなどと
いったものでも結構ですし、休憩の入れ方や終わりの時間など、スケジュール
に関するものでも結構です。

(5番)

私の場合は、全く負担はありませんでした。

(2番)

検察官の説明は、テレビドラマと似ているように感じましたので、それほど
抵抗はなかったです。弁護人の説明も同様です。

(3番)

専門用語が出てくると難しく考えてしまいます。無罪という言葉を聞いただ
けでも、無実と誤解してしまう場面もありました。無実はそのような事実、行
為が全くなく、無罪はその行為があったかもしれないし、なかったかもしれな
いわけで、事実があったとしても、証拠不十分で有罪とならず、推定無罪にな
ったり、方向性が大きく変わってしまうこともあると思います。分からないと
ころを理解しないで進むと、ますます分からなくなりますので、休廷の際に裁
判官に質問をし、軌道修正はできましたが、正しく専門用語を理解しないと
いけないと改めて感じました。

(1番)

弁護士と被告人とのやりとりの中で、同じ質問を2回も3回もしたり、質問
がくどいと感じる場面はありました。そうすると、弁護側の印象が悪くなる場
合もあるので、あまりにもくどくしないしてほしいなと思うときはありました。

(司会者)

ある裁判所で、被告人の関係者が裁判員に声をかけるという事件があったのですが、皆様の中で、誰かに声をかけられたりされた方はいませんでしたか。

(全員がうなづく。)

(司会者)

セキュリティ上の不安を感じた方はいませんでしたか。

(全員がうなづく。)

(司会者)

青森だけの話ではないのですが、実は全国的に、裁判所から裁判員を選ぶ期日に来てくださいとお声掛けをしても、来ていただける方が減っています。また、辞退を申し出られて、それが認められる方というのも増えています。この辞退の申出というのは、裁判員を選ぶ期日に来られる前になされるのがほとんどでして、この段階では、裁判所から事件の中身は伝えていませんから、それとは関係ない理由で辞退の申出というのがなされているのです。ここが裁判所として、今真剣に考えなければいけないと思っているところでして、原因を分析したり、状況を改善するために何かできることはないかと検討しているところです。皆様は、裁判員を選ぶ期日に来られて、辞退も申し出ていないということで裁判員になられていますので、よく分からないということもあるのかもしれませんが、裁判員を選ぶ期日に来られる方が減っていることの原因として、何か思い当たるものがあるでしょうか。

(1番)

裁判員に選ばれたと職場の人に話したら、ネガティブに受け取られ、「私だったら行かない。」と言われました。その人は、参加したくないとの意見のようです。もう一つ思うのは、職場の人員がぎりぎり、誰か一人でも欠けたらうまく仕事が回らないのではないかと、会社から、納期に間に合わないから困ると言われるのではないかと、そういうことを考えて辞退される方はいるのでないでしょうか。

(4番)

私は子供が2人いるのですが、同じように子供を持つ方、妊娠中の方などは、なかなか都合がつかないかと思います。私は祖母に子供の世話を頼み、なんと

か調整しました。

(裁判官)

1番の方、4番の方が言われたことは、そのとおりだと思いますし、そのような事情の中には、裁判員制度の開始当初よりも職場の人員が確保しづらくなったというように、経済状況がより悪化したというものもあるかもしれません。ただ、この数年で家族の在り方が大きく変わったということはないように思います。私としては、1番の方が言われた、職場でネガティブな反応をされたというお話は、より深刻な問題のように思います。裁判員制度に関する理解がなかなか進んでいない、皆さんの関心が徐々に薄れているのではないかということ懸念してしまいます。

(2番)

なぜ私なのか、自分が行かなくても誰かがやるであろうという気持ちが強いのだと思います。面倒くさいと思う人も多いと思います。それなりの報酬がないこともあるかと思えます。

(3番)

裁判員法という法律があるのだから、やらないといけないことなのですが、それでも評決に加わるのは精神的に苦痛があるのではないかという気がします。インターネットの書き込みでそういう意見を見ることもあります。この点は制度や法改正が必要ではないかと考えています。

(司会者)

インターネットでは、重い評決をしなければいけない、あるいは残酷な写真を見なければいけないといった意見を載せている人がいるのですか。

(3番)

そのような書き込みを見たことがあります。

(裁判官)

裁判員の方の御負担に関してですが、裁判員制度開始当初、裁判員になられて拘束される期間などについては多くの広報を行ったと思います。一方で、報道では大きな事件が対象となることが多く、こんなに長い日数がかかりましたとか、残酷な写真を見ましたとか、そのような取り上げ方をされる場合も少なくないように思います。このため、裁判員の御負担についての議論の

前提となる情報が一般国民の方々には余り届いていないのではないかと思います。裁判員制度導入の際の広報においては、制度が開始すること自体は伝えられたのですが、裁判員は何をするのか、大変さはどれくらいなのかを余り伝えられず、漠然と、大変だ、面倒だ、行きたくないといった印象につながっているのかもしれない。実際の審理の内容をきちんと宣伝しなければならぬと感じています。

(司会者)

裁判員になる前は負担が重いだらうと考えられた方もいるかと思いますが、やってみたらどうでしたか。

(5番)

全く思いませんでした。興味も大きく、楽しみの方が強かったです。それに、私の知り合いには、選ばれたくても選ばれなかったという人もいます。私が高日の意見交換会に出席すると話したら、貴重な経験ができて羨ましいと話していました。でも、面倒くさいと思う人が大半であろうということも分かります。

(司会者)

どこに広報を行ったら良いかについて、御意見をいただけないでしょうか。

(1番)

私が勤めていた会社の社長は、裁判員制度自体を知りませんでした。私が説明したところ、そんなことは聞いたことがないと言われましたので、例えば、税申告の際の資料に裁判員制度の広報資料を入れるなどして、会社の経営者に向けて広報をしてみるのはいかがでしょうかと思います。特別有給休暇制度を設けてほしいとのアナウンスもしていると聞いていますが、前の会社ではそのことも知られておらず、労働局に電話で問合せをしたようです。中小企業や零細企業の雇用主の中には裁判員制度を知らない方もいるかと思います。

(司会者)

アンケートを実施すると、裁判員を経験する前には余り評価が高くはなく、経験後には、今後の生活に生かせるといった感想をいただくことが多いのですが、これも、一般の方によく伝えることができれば、裁判員に対するイメージを良い方向に変えることができると思うのですが、その方法について

は何かありますでしょうか。

(2番)

既に実施しているかとは思いますが、市町村の広報を使ったらどうでしょうか。

(司会者)

裁判員を経験されて、どのように思ったか教えていただけないでしょうか。まず、前提として、アンケートの結果については、裁判所から一般の方への還元は行われているのでしょうか。

(裁判官)

全国的なアンケートの集計結果は公表されていますが、数字にするとどうしても抽象的な印象が強くなってしまいます。また、アンケートは事件が終わってすぐに行いますので、日常生活に戻る前の感想ということになって、意見も、貴重な経験をしたというような抽象的なものにとどまってしまうことが多いと思います。ただ、今回お集まりの方々は、長い方は事件が終わって2年が経ち、短い方も数か月が経っていますので、その後の生活の中で裁判員を経験して良かったと思われたのであれば、それはより具体的な、肉付けされた感想になるものと思います。そこで、どのようなところが良かったのかをもう少しお聞かせいただければありがたいところです。

(1番)

他の裁判の見方が変わりました。実際に経験してみないと分からないことが多かったのですが、今は、裁判員裁判において、裁判員の意見が控訴審で退けられたと聞いても意味が分かりますので、参考となりました。

(5番)

テレビや新聞の判決の記事に気を付けるようになりましたし、前よりも興味を持つようになりました。

(4番)

裁判官から詳しく教えてもらいましたので、裁判員を経験する前と後では、ニュースの見方が変わりました。

(裁判官)

ニュースを子供さんと見ていて、裁判の進め方などについて子供さんに話

したりはしますか。

(4番)

裁判員を経験してからは、これはこうなんだよと子供に教えられるようになって、良かったと思っています。

(司会者)

皆様、裁判員をされた経験を周りの方に話されていますでしょうか。そのときに、守秘義務は気になりますか。

(4番)

家族には話しました。

(5番)

経験を話したことはありますし、裁判員も裁判官も同等なんだよと伝えました。ただ、事件の中身については話していません。

4 新たな取組について

(1) 評価言及型の冒頭陳述や公判前整理手続の結果顕出

(司会者)

それでは、ここで話題を変えまして、裁判員裁判に関する新たな取組について意見交換をしていきたいと思えます。少し説明をしますと、今回お集まりいただいた方々のうち早い方では、実際に事件を担当されてから2年近くが過ぎております。その間、裁判所のみならず、検察官や弁護士も、裁判員裁判の際に皆様から伺った意見などを参考に、話し合いを重ねて、様々な点について運用の改善を進めてまいりました。このような新たな取組については、実際に行われているものもありますし、まだアイディアの段階でとどまっているものもあります。ここでは、それらについて皆様の意見を伺いたいということになります。それでは、まずは裁判所から新たな取組を紹介してもらおうと思えます。

(裁判官)

審理ではその冒頭に、検察官と弁護人が、どのような事件であったのかなど、これから証明しようとする事項について話をする、冒頭陳述というものがあります。皆様にとっては、最初に検察官と弁護人の主張を聞く場面になります。この冒頭陳述と、その後裁判所から行う公判前整理手続結果の顕出、これは、公判を始める前に裁判官、検察官、弁護人が集まって争点や証拠を

整理する公判前整理手続の結果を伝えるものですが、それらを聞いていただいただけで、検察官と弁護人が何について争っていて、どのような主張をしているのかということが分かるというのが理想的です。そこで、主に問題となるのは、被告人に対してどのくらいの刑を科すのが良いのかという量刑について争いになっている事案だと思いますが、検察官や弁護人が主張する事実だけではなく、その位置付けを明らかにするために必要な限度で評価についても触れていただくということを考えているところです。これは、まだアイデア段階ですので、裁判所の方で模擬裁判の記録を基にサンプルを作ってみました。一つは、事実のみを述べるもので、もう一つは、それに加えて評価も触れてあるものです（注 サンプルについては掲載省略）。

（司会者）

皆様、サンプルを御覧になって、どのように思われましたでしょうか。御自分が担当された際の冒頭陳述と比べていただいても結構です。

（1 番）

最初にこういう内容をやりますという提案があることは、分かりやすいと感じています。ただ、そこに争点が行き過ぎることもあるかもしれませんので、どちらもどちらかだと思います。

（2 番）

まだ理解できていません。私は結果や判決が重要で、過程は重視する必要がないと思います。

（3 番）

正直分かりません。甲乙付け難いというか、どちらも一長一短あると思います。

（4 番）

難しいです。

（5 番）

この事案は、出会いがしらの事故みたいなもので、本人もびっくりしていると思います。

（司会者）

検察官、弁護士のお立場から御意見はいかがですか。

(検察官)

全国的な取扱いは承知していませんが、青森地検においては、この新たな取組である評価言及型について、現状は消極的な意見を持っております。もちろん、冒頭陳述には一義的にこういうものだというスタイルはなく、いろいろなものがあってよいのですが、検察官としては、冒頭陳述は、証拠によって証明する事件の内容、事実を裁判員及び裁判官に明らかにするというのが基本的な役割であると考えていますので、論告で述べるような、量刑の評価的な話を持ち込むことについては消極と考えているのが現状です。

(弁護士)

裁判所の提案の趣旨は、これまでの冒頭陳述は、検察官なら検察官、弁護士なら弁護士が主張しようとする事実だけを並べるものであったのが、新たな提案として、それについての評価や位置付けを取り入れようとしているものであると理解しています。先日、私も裁判員裁判を担当した際、評価を取り入れることについて提案されたのですが、結論としては従来型で行いました。青森県弁護士会でも深い議論はしておらず、意見がまとまっているわけではありませんが、個人的には、冒頭陳述は主張しようとする事実を伝えるものと頭に入っていて、評価に言及することについては、正直なところまだ抵抗があります。あくまでも冒頭陳述では事実を提示し、評価は証拠調べで示した資料等により、最終的に裁判官、裁判員に御判断いただくという位置付けになるかと思いますが、どうすればいいかということは結論が出ていない段階です。

(2) 人体模型を使用した尋問や法廷における再現尋問

(司会者)

それでは、次に証人尋問や被告人質問に関してお話を伺おうと思います。以前は、多くの事件で、証拠の中心は警察官や検察官が関係者を取り調べた調書でした。ですが、裁判員制度が導入されたことをきっかけとして、本来あるべき運用、つまり、関係者から直接話を聞いて判断しようということになってきて、証人尋問が行われることが多くなってきました。また、被告人質問の在り方も、弁護士から犯行状況等についても聞いてもらうといったように変わりました。その関係で、検察官や弁護士は様々な工夫をしています。例えば、

検察官は、刃物で被害者を刺した事案では、どのように刃物が被害者の体の中に入っていったのかを明らかにするために、人体模型や骨格模型を使用して尋問を行うなどしています。5番の方が担当された事件でも、そのような尋問があったと思うのですが、どのように思われたのでしょうか。やはり、写真付きの書面で説明されるよりも内容がよく分かって、評議で自分の意見を言う際にも参考になるものだったのでしょうか

(5番)

分かりやすかったです。

(司会者)

また、これは検察官だけではなくて、弁護人もそうなのですが、実際にどのような状況であったのかということ、法廷の場で再現する尋問もよく見られるようになってきました。2, 3, 5番の方が担当された事件でも、そのような尋問があったと思うのですが、どのように思われたのでしょうか。言葉だけの尋問よりも、証人が言っていることがイメージできたのでしょうか。

(3番)

弁護人が被告人役と被害者役を受け持って、包丁の刺さる角度が再現されましたので、分かりやすかったです。

(司会者)

検察官、弁護士はどのようにお考えですか。

(検察官)

人体模型を用いた尋問は、特に刃物を用いた事案において、刃物がどこを通過してどこまで達したかを分かりやすく立証する点で有益と感じています。骨格模型と再現については、確かに分かりやすさはあるのですが、どこの場面を、どの目線で再現しているのかを明らかにして行わないと、むしろ分かりにくくなる可能性があることに注意が必要となります。例えば、手で再現しようとしている再現者がいて、手以外の部分に意識が及んでいない中で、裁判員から全体を見た場合、手以外に意識がいつてしまい、かえって不自然に見えてしまうといった状況です。再現をする側がきちんと説明を加えた上で行うのであれば有益と考えています。

(弁護士)

その点は同じ意見です。再現は、被告人自身が行う場合と、弁護人が被告人役となる場合がありますが、いずれにせよ被告人の供述のもとに行うので、結論が同じになるはずなのですが、犯行から時間が経ち、被告人の記憶が曖昧になっていて、他の証拠と整合せず、分かりづらくなることもありうるかと思えます。一般論としてビジュアルに訴えるのは有効なのですが、副作用もあるかと思っています。

(裁判官)

おおむね検察官、弁護士の方々と同じ意見です。正しく用いれば有効なのですが、副作用と言われるものがあるのも事実です。この点、公判前整理手続において、検察官と弁護人に注意していただけるようお願いしているところです。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、本日の締めくくりに当たり、皆様からお一人ずつこれから裁判員になられる方へのメッセージ、あるいは裁判員制度について思うことなどを何でも構いませんので話していただければと思います。

(1 番)

通知が来たら是非受けてください、と伝えたいです。最初からやるやらないではなくて、やってみた後に、またやりたいと思うか思わないか、自分で選んでほしいです。

(2 番)

誰でも、良いとか悪いとか、自分なりの法があるかと思っています。それを基にして、裁判員として自分の意見を述べるのは大切なことだと思います。

(3 番)

裁判員裁判は、一般人の市民感覚を反映させるためのものですので、裁判員に選ばれた場合には、忌憚のない意見をどんどん話した方が良いと思います。他の裁判員の意見も参考としながら、客観的な目で事実を確認して、最終的に納得できる判決を出せば良いと思います。それから、やるからには責任があるとも思っています。被告人の人生を左右しますので、それ相応の覚悟を持って臨んでほしいと考えています。先ほども述べましたが、専門用

語がたくさん出てきますので、分からないことはプロの裁判官に聞いて、分からないまま先に進まず、そこで立ち止まって確認して、次のステップに進むようにすると良いと思っています。

(4番)

最初、通知を見たときはちょっと嫌でした。でも、裁判所に行ってみたら印象が変わりました。きっと経験してみないと分からないと思います。私にとっては非常に良い勉強になりましたので、経験してほしいなと思います。

(5番)

不安はあると思いますが、貴重な経験ですから、意見を述べて頑張してほしいと思います。

6 法曹関係者からの感想

(司会者)

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いして、意見交換の部を終了したいと思います。

(検察官)

本日は、率直かつ貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。お集まりの方々には、みなさん裁判員制度に好意的に向き合っていていただいて、法曹の一立場として、非常に安心いたしました。ただ、裁判員裁判はまだ課題もありますので、本日いただいた御意見を参考としながら、より分かりやすい効果的な立証活動に努めていきたいと考えております。

(弁護士)

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日いただいた御意見は青森県弁護士会に持ち帰りまして、会員において共有し、今後の裁判員裁判における弁護活動に反映させていきたいと考えております。

(裁判官)

皆様、どうもありがとうございました。率直な御意見をいただき、参考になりました。裁判員を経験された方から、その周囲の方が、面倒だとか大変そうだとの反応をされていることを生の声でお伝えいただけたのは、大変参考になりました。そのような方々にどのようにアプローチしていくのが課

題であると受け止めておりますし、今日伺った話を参考にしたいと思います。
今日は本当にありがとうございました。

7 報道機関からの質問

(司会者)

記者の方から、何か御質問がありましたらお願いします。質問の際には、社名とお名前をお願いします。

(A社)

人を裁くという経験が、日常生活でプラスとなっている点や、マイナスとなっている点はありますか。

(1番)

多かれ少なかれ、裁く裁かれるということは日常生活の中にもあると思います。裁判员裁判を経験したから何かということはないと思います。

(4番)

裁くというわけではないですが、叱ったりすることは日常にあります。

(A社)

5番の方にお聞きします。裁判员裁判を経験して、以前より判決に興味を持つようになったとお話いただきましたが、興味を持ったことで、何か変化はありましたか。

(5番)

そんなに深くは考えていませんが、今までと違ったことは事実です。1週間くらいでしたが、裁判员を経験して、判決に興味を持つようになって良い勉強になったと思っています。

(A社)

周囲の方にはどのようなお話をされましたか。

(5番)

私は補充裁判员でしたが、選ばれたことを話しました。また、判決の翌日、判決が新聞に載った際に、これだよと教えて、裁判员と裁判官が話を進めながらこのような判決になりましたよ、と話しました。

(A社)

そのようなお話をする中で、裁判官の人柄などは話しましたか。

(5番)

裁判官はものすごく周りに気を遣いながら進行役をしていたと話しました。評議室の中では、皆が黙っていると雰囲気が悪くなるので、裁判官は誰かに話題を振ったり、笑わせたりしていました。

(司会者)

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。